

## 過去に請求方法について電話照会のあった事例をまとめました。

※この資料は平成24年3月末日時点のものであり、また、回答の一部について、静岡県独自の運用・取扱いもございます。  
国からの通知や制度改正により、変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

### 日割り請求について

NO.	サービス種類	項目	質問	回答
15	予防訪問介護 予防通所リハ	日割り請求の日数	予防訪問介護、予防通所リハの月額報酬を算定している者が、月の途中で資格を喪失しても、喪失日までに利用があれば月額報酬の算定が可能となっているが、資格喪失月に予防短期入所を利用した場合も、1月から予防短期入所の利用日数を減じて得た日数での日割り計算でよいのか。	資格喪失した場合も、ショートステイ利用日数を暦日数から減じた回数 の算定が可能である。
16	予防訪問介護	予防訪問介護を利用して予防特定施設に入所	月の途中で予防特定施設を退所し、介護予防訪問介護等を利用した場合、予防訪問介護は日割りで算定することになっているが、予防訪問介護を利用していた利用者が月の途中に予防特定施設に入所した場合も同様か。	月途中で退所した場合と同様に、月途中で介護予防特定施設に入所した場合も、1月(暦日数)から介護予防特定施設入居者生活介護等の利用日数を減じて得た日数により日割り で算定する。
17	予防通所介護	要支援者の保険者変更	要支援者が転入・転出により保険者が変更となる場合、「転出による保険者変更」は日割り計算とする要件には含まれていないため、月途中で転出によってサービスが終了したとしても月包括で請求してよいのか。  (例) ①2月10日にA市からB市に転居する要支援者が、2月9日まではX事業所の予防通所介護を利用し、2月10日からはY事業所を利用する場合、X事業所・Y事業所ともに2月サービス分の請求は月包括として算定可能か。また、この要支援者が生保併用の場合であったとしても月包括分の1割を生保に請求可能か。  ②X事業所の予防通所介護を利用している者が2月10日にA市からB市に転居したが、引き続きX事業所を利用した場合の請求はどのようになるのか。	①転入・転出は介護予防通所介護の日割り計算を行う事由に該当しないため、各々の事業所において月包括による請求こととなる。生保併用の場合も、月包括分の1割を生保に請求することが可能である。  ②日割りの算定要件に該当しないため、予防通所介護については月額での算定となる。ただし、同一の利用者に対して倍の請求となってしまうためどちらか一方の保険者のみの請求となる。
18	地域密着型	小規模多機能の月末日契約解除	小規模多機能型事業所(明細書H23.8サービス分)において24日間利用(8月31日契約解除)について。  8月31日の午前中まで小規模多機能型介護を利用し、同日午後の特養に入所。この場合の小規模多機能型サービス事業所の請求はどのようになるのか。 ①月包括の請求 ②日割り請求(31日分・・・31日まで利用はあるため暦日数分を請求) ③日割り請求(30日分・・・特養の入所実日数1日を差し引く) ④日割り請求(24日分・・・実日数分を請求)	該当月の末日まで小規模多機能型居宅介護を利用しており、月包括の算定要件を満たしているため、①になる。

19	予防通所介護	住所地特例に係るサービス事業所変更	介護報酬解釈 P. 1151の日割り計算を行う事由のなかに、「サービス事業者の変更があった場合(同一保険者内に限る。)」との記載があるが、次の事例においても同一保険者内の変更として扱ってよいのか。  A市でA予防デイサービスを利用し、月途中でB市へ転出後B予防デイサービスを利用。(ただし、資格は住所地特例のためA市被保険者である場合。)	同一保険者と考え、A予防デイ・B予防デイともに日割り計算を行う。
20	予防通所介護	日割り請求の際の加算請求	月途中で事業所の変更があった場合、予防通所介護の運動機能向上加算はどのように算定するのか。	「加算(月額)部分に対する日割り計算は行わない」とあるため、それぞれにて算定可能。
21	予防通所介護	月途中での医療機関への入院	要支援1の利用者が、月の途中で医療機関への入院があった場合、予防通所は日割りとなるのか。	月額報酬での算定となる。
22	予防訪問介護	月途中での公費適用	予防訪問介護を利用しているものが月の途中から公費適用となったとき、または月の途中から公費適用ではなくなったときの請求について、日割りとなるのか。	どちらも日割りとなる。
23	夜間対応型訪問介護 I	月途中での契約・月途中での契約解除	①7月の利用が、7/1～7/8サービス利用 7/9～7/27入院 7/27～サービス利用の場合、契約中であれば入院の有無にかかわらず基本夜間訪問介護費は月額報酬で算定してよいのか。 ②平成24年の制度改正にて月途中に利用開始・終了した場合は日割り計算となると変更となったが、医療機関へ入院する日に契約を解除した場合の終了日はいつになるのか。	①入院中も契約の解除がない場合は月額報酬での算定は可能。ただし、1月を通じ入院し自宅にいないような場合はサービスを利用できる状況ではないため算定はできない。 ②終了の起算日が契約解除日となるので、医療機関へ入院する日に契約を解除した場合は入院日が終了日となり、再契約した日が開始日となる。